

白石市グループウェア更新業務
業務要件仕様書

白石市

令和7年7月

目 次

1 概要	1
1. 1 業務名称	1
1. 2 業務の目的	1
1. 3 業務履行期間	1
1. 4 準拠する法令等	1
1. 5 業務計画	1
1. 6 守秘義務、品質及び情報セキュリティの確保	2
1. 7 貸与資料と使用制限	2
1. 8 賠償責任	2
1. 9 検収及び業務完了届の提出	2
1. 10 契約不適合	2
2 本業務の概要	3
2. 1 基本情報	3
2. 2 本業務の対象	3
2. 2. 1 利用環境	3
2. 2. 2 グループウェア利用拠点等	3
2. 2. 3 調達の範囲	4
3 本業務の内容	4
3. 1 基本要件	4
3. 1. 1 構築方法	4
3. 1. 2 利用者数・ライセンス数	4
3. 1. 3 処理性能	4
3. 1. 4 拡張性能	4
3. 2 機能要件	5
3. 3 セキュリティ要件	5
3. 4 データセンター要件	5
3. 5 システム構成機器	6
3. 6 非機能要件	6
4 システム構築	7
4. 1 開発体制	7
4. 2 仕様等の打合せ	7
4. 3 打合せ方法	7
4. 4 進捗管理	7
4. 5 進捗報告	7
4. 6 課題管理	7

5 運用保守・サポート業務	7
5. 1 グループウェア（ソフトウェア）に関する保守	7
5. 2 システム機器に関する保守	8
5. 3 操作研修等要件	8
6 本市に有益となる提案	8
7 提出書類	8
7. 1 成果品の納入方法	8
7. 2 提出書類	9

1 概要

1. 1 業務名称

白石市グループウェア更新業務

1. 2 業務の目的

本市で運用しているグループウェアのサポートが終了となるため、本市職員の業務効率化を図るとともに、安定的な運用管理を実現するため、新たなグループウェアを導入するものである。

1. 3 業務履行期間

本業務の履行期間は、次のとおりとする。

(1) 業務契約期間

契約締結日から令和12年12月31日

(2) システム稼働期間

令和8年1月1日～令和12年12月31日

1. 4 準拠する法令等

本業務実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、次の関係法令等に準拠して実施するものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(4) 白石市財務規則（昭和59年規則第11号）

(5) その他関係法令及び諸規則

1. 5 業務計画

受注者は契約締結後、業務計画書を作成し、本市に提出しなければならない。なお、業務計画書には契約図書に基づき、下記事項を記載するものとする。

(1) 業務場所

(2) 業務内容及び方法

(3) 業務工程

(4) 業務組織計画

(5) 打合せ計画

(6) 成果品の内容及び部数

(7) 連絡体制

1. 6 守秘義務、品質及び情報セキュリティの確保

受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

また、受注者は IS09001、プライバシーマーク、ISMS 認証等、業務遂行に必要な各基準規程に基づく管理を行うものとし、業務着手前に資格証の写しを本市に提出しなければならない。

1. 7 貸与資料と使用制限

(1) 本業務の実施にあたり、本市は受注者に必要と認められる資料を貸与するものとする。

受注者は、資料の重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難等の事故のないように取り扱い、業務完了後又は本市が必要とする場合は、直ちに返却しなければならない。

(2) 資料の借用において、受注者はその都度監督職員に対して借用書を提出するものとする。

(3) 本市が貸与する資料に関して、受注者は本業務の関係者以外に情報が洩れることのないように取り扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用してはならない。

1. 8 賠償責任

本業務の履行において、受注者が本市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況等を本市に報告し、指示を求め、賠償が必要なときは受注者が負担するものとする。

1. 9 検収及び業務完了届の提出

受注者は、業務が完了した時点で本市の検収を受けるものとし、成果品について本仕様書の要件を満たさない場合は、速やかに修正を行うものとする。

また、本市が業務期間中に委託料の支払いのために、一定期間の業務完了届の提出を求めたときは、当該期間に関する業務完了届を提出しなければならない。

1. 10 契約不適合

本業務の履行中及び履行終了後において、受注者の過失または疎漏に起因した不良個所が発見された場合は、本市及び受注者で協議のうえ、必要と認められる修正、補正及びその他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

2 本業務の概要

2. 1 基本情報

(1) 本市のネットワーク構成

- ① 本市は以下の3種類のネットワークを持つ。
 - ・LGWAN 接続系ネットワーク（インターネットに接続しない）
 - ・インターネット接続系ネットワーク（インターネットに接続する）
 - ・マイナンバー利用系ネットワーク（インターネットに接続しない）
- ② LGWAN接続系ネットワークとインターネット接続系ネットワークは物理的に独立しており、両ネットワークをまたぐ通信を禁止している。
- ③ 白石市役所本庁舎、健康センター、情報センター（アテネ）、総合福祉センター、農林振興センター間はいずれも自営の光ファイバーで接続されており、拠点間では100Mbpsレベルの通信が可能となっている。
- ④ 上記③に記載以外の拠点については、東日本電信電話株式会社のフレッツ光ネクストとフレッツVPNワイド、又は株式会社トークネットのThinkVPNを利用したネットワークを形成し、自営網と接続している。

本庁舎等との通信速度は、東日本電信電話株式会社の回線が概ね20Mbps程度、株式会社トークネットの回線が概ね40Mbps程度となっている。

2. 2 本業務の対象

2. 2. 1 利用環境

- (1) 本業務で更新するグループウェアを使用するクライアントパソコンの環境は概ね以下のとおり。

項目	内容
CPU	13th Gen Intel(R) Core(TM) i5-1335U 1.30 GHz
メモリ	16GB
OS	Windows11 Pro
ブラウザ	Microsoft Edge 又は Google Chrome を基本とする。
全台数	約400台

- (2) 本業務で更新するグループウェアはLGWAN接続系ネットワークに接続しているクライアントパソコンで使用するものとする。

2. 2. 2 グループウェア利用拠点等

- (1) 利用拠点は、白石市役所本庁舎、健康センター、総合福祉センター、農林振興センター、情報センター（アテネ）、防災センター、中央公民館、

地域子育て支援センター、各保育園及び幼稚園等とする。

(2) オンプレミスで構築する場合、サーバーの設置場所は本庁舎のサーバー室もしくは白石市情報センターサーバー室の既設ラックとする。

設置する各機器はラックマウント型（1U）のものとする。

2. 2. 3 調達範囲

本業務により受注者が実施する範囲は以下のとおりとする。

- (1) システムの導入
- (2) 機器等の納入（ネットワーク機器を含む）
- (3) アンチウィルスソフトの導入
- (4) 機器等の設置場所への搬入、据付、現地試験、調整
- (5) システム環境の構築（機器等の詳細設定、試験等）
- (6) 各種ドキュメント類の作成、提供
- (7) 契約期間内の運用保守、サポート

※LGWAN-ASPサービスによる場合は、上記（2）～（4）については省略することも可能とする。

※オンプレミスで Windows Server を使用する場合は本市所有のユーザーCALを使用する。

3 本業務の内容

3. 1 基本要件

3. 1. 1 構築方法

導入するシステムは、オンプレミスまたは LGWAN-ASP にて利用できるものとし、運用期間中はサポートが保証されている製品とする。

3. 1. 2 利用者数・ライセンス数

システムの利用者数は、500人とし、ライセンス数も500とする。

3. 1. 3 処理性能

利用者やデータ量が増大した場合でも、操作性が低下しないような拡張性の高いシステムとすること。

3. 1. 4 拡張性能

- (1) 導入後も定期的にパッケージの機能強化を行うこと。
- (2) データベースの変更を伴わない軽微な機能変更や帳票類の表示変更は、保守契約の範囲内で行うこと。

(3) 機器の拡張や変更に伴い、構成変更が柔軟に行えること。

3. 2 機能要件

システムに必要な機能要件は「別紙1 機能要件一覧」に記載のとおりとし、記載されている機能を有するシステムとする。ただし、「別紙1 機能要件一覧」の機能要件が満たせない場合は、「機能要件一覧回答表」及び提案書にその旨を記載すること。

3. 3 セキュリティ要件

(1) 本市の情報セキュリティポリシーや個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

(2) 不正アクセスやウイルス対策等に万全を期すこと。

3. 4 データセンター要件

LGWAN-ASP の場合は、利用するデータセンターの要件について、下記に示す要件を満たすものとする。

(1) 立地仕様

- ① 地震による被害の恐れが少ない地域であること。
- ② 津波、高潮、集中豪雨等による出水の危険性を指摘されていない地域であること。
- ③ 半径100m以内に消防法における指定数量以上の危険物製造施設や高圧ガス製造施設がないこと。
- ④ 日本国内であること。

(2) 機器設置室仕様

- ① 建築基準法に基づく独立した防火区画であること。
- ② 常時、温度18～27℃、湿度60%以下を保てる空調設備を備えていること。
- ③ 火災、水害、落雷等の影響を受けにくくする設備を備えていること。
- ④ 室内は、監視カメラにより24時間常時監視されていること。
- ⑤ 機器や記録媒体に影響を与えない消火薬剤や消防用設備等を備えていること。
- ⑥ 出入口扉は、十分な強度を持つ防火扉等となっていること。
- ⑦ 保守に必要な空間が確保されていること。

(3) 建屋仕様

- ① 震度7程度まで耐えうる堅牢な耐震構造であること。
- ② 機器の転倒、移動防止措置がとられていること。
- ③ 建物の出入口は、監視カメラにより24時間常時監視されていること。
- ④ 建築基準法や消防法等の関連法規を満たしていること。

(4) 停電対策

- ① 停電時にシステムを運用するために十分な電源容量を持つ非常用自家発電装置を備えていること。
- ② 停電時に自家発電装置が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくシステムに十分な電力供給が可能な無停電電源装置を設置していること。

(5) セキュリティ対策

- ① 生体認証、ICカード等を用いた認証により不正な者の侵入を防止できること。

3. 5 システム構成機器

システムを構成する機器は、本市に導入するグループウェアに最適と考えられる仕様及び構成とし、かつオンプレミスで導入する場合は以下の項目を満たすものとする。

- (1) サーバーはラックマウント型とし、ラックは既設のものを使用することとする。
- (2) サーバー用UPSはラックマウント型とし、停電時のサーバー制御用ソフトウェアを必要に応じてインストール、設定すること。
- (3) バックアップ環境を構築すること。

3. 6 非機能要件

(1) バックアップ要件

- ① データのバックアップを行うこと。
- ② バックアップは1日1回増分バックアップを行い、1週間に1回フルバックアップを行うことを想定する。

(2) システムの可用性

- ① システムは24時間365日の運用を原則とし、メンテナンス等によるシステムの停止は許容するものとする。
- ② ASPの場合、SLA(サービスレベルアグリメント)を提示すること。ただしASPによるインセンティブまたはペナルティはないものとする。

4 システム構築

4. 1 開発体制

- (1) 構築においては、プロジェクトマネージャーを置くこと。また、プロジェクトマネージャーは原則として本業務の開始から本格運用開始まで同一人物とすること。

4. 2 仕様等の打合せ

- (1) 仕様、ドキュメントのレビュー等、本市との打合せについては、本市と協議し、日程調整すること。
- (2) 打合せ後、議事録を作成し、本市の承認を得ること。

4. 3 打合せ方法

- (1) 打合せ等の場所は原則として本市施設内とし、会議室等は本市が用意する。ただし、状況に応じてオンライン会議ツールを使用したオンラインによる打合せも可能とする。

4. 4 進捗管理

- (1) 工程を明確にするため、プロジェクト進捗管理表を作成し、進捗管理を行い、進捗報告等の会議で報告すること。

4. 5 進捗報告

- (1) 構築期間中は概ね1か月に1回以上、進捗報告のための会議を行い、会議後、議事録等を作成し、本市の承認を得ること。

4. 6 課題管理

- (1) 課題対応状況を的確に把握するために、課題管理表を作成し、進捗報告等の会議で報告すること。

5 運用保守・サポート業務

次のとおり適切な運用保守・管理を行うこと。

5. 1 グループウェア（ソフトウェア）に関する保守

- (1) 保守期間は本契約期間満了までとする。
- (2) 保守内容は、不具合対応、操作方法に関する問い合わせ対応、バージョンアップ時のプログラム提供、ヘルプデスク対応等とする。
- (3) 本システムで実現する機能に関して、利用操作、管理等に関する問い合わせを受け、適正な操作方法や適切な解決方法を速やかに回答する運用を行うヘルプデスクを提供すること。

ヘルプデスクの受付窓口の対応時間は、電子メールでは随時、電話では月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 不具合対応の受付対応は、原則として月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時とするが、システムの運用に関わる重篤な障害時には

随時、迅速に対応すること。

また、障害が発生した場合は、迅速な復旧対応を行うとともに、速やかに障害発生状況、原因、対応等を記載した障害報告書を作成、提出することとし、障害対応後には恒久的な再発防止策を計画、実施すること。

- (5) 計画的なシステム停止をする場合は、本市に事前に通知すること。
- (6) 修正パッチ、セキュリティホール対策及びウイルス対策の日常管理を行うこととし、不正アクセス対策を講じること。

5. 2 システム機器に関する保守（※ASPによる提案の場合は除く）

- (1) 保守期間は、本契約期間満了までとする。
- (2) 機器（ハードウェア）の障害等受付対応時間は、電子メールでは随時、電話では月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 機器（ハードウェア）障害等発生受付後は、速やかに復旧作業等に着手すること。

5. 3 操作研修等要件

- (1) 「操作マニュアル」等を利用者向けと管理者向けにそれぞれ事前に作成し、利用者向けの操作研修や、管理者向けの操作研修を実施すること。
- (2) 「操作マニュアル」、「運用手順書」等は、専門用語を極力用いない平易な記述とし、初めて利用する職員であっても分かりやすい表現とすること。
- (3) 利用者向けの操作研修は、1時間から2時間程度で4回に分けて行うこと。
- (4) 管理者向けの操作研修は、1回以上行うこと。
- (5) 各操作研修の日程や出席者、場所の調整は本市が行います。

6 本市に有益となる提案

本システムの更新にあたり、本市にとって有益となる機能や運用等がある場合はご提案下さい。ただし、別紙「白石市グループウェア更新業務プロポーザル実施要領」における審査の対象としますが、見積書には含めないこととしますので、価格による評価は行わないものとします。

7 提出書類

7. 1 成果品の納入方法

受注者は、本業務を進めるにあたり、表1に示す成果品を作成し、指定の数量を本市に納入するものとする。

ただし、ASPによる提案の場合は表1中No.1及びNo.13～15を対象とする。

また、納入時期は稼働前、契約満了時等を成果品ごとに協議のうえ決定する。

表 1 成果品

No.	名称	数量
1	詳細設計書	1 部
2	導入機器一覧	1 部
3	ラック搭載・配線図	1 部
4	ネットワーク構成図	1 部
5	ハードウェア機器設定表	1 部
6	機器導入作業報告書	1 部
7	ソフトウェアセットアップ手順書	1 部
8	ソフトウェア・ミドルウェア構成図	1 部
9	ソフトウェアセットアップ報告書	1 部
1 0	データセットアップ計画書	1 部
1 1	データセットアップ手順書及びチェックリスト	1 部
1 2	データセットアップ結果報告書	1 部
1 3	運用マニュアル	1 部
1 4	操作マニュアル	1 部
1 5	操作研修計画・実施報告書	1 部

7. 2 提出書類

受注者は、業務着手時、業務履行時及び業務完了時において、表 2 に示す各書類を作成のうえ所定の時期までに本市に提出するものとする。

表 2 提出書類及び提出時期

No.	提出時期	提出書類	提出日	部数
1	業務着手時	(1)業務履行計画表 (2)業務担当者届 (3)着手届 (4)業務履行体制表	契約書記載のとおり	1 部
2	担当者変更時	(1)業務担当者変更届	事由発生後 5 日以内	1 部
3	業務履行時	(1)会議等資料 (2)会議等議事録 (3)業務履行進捗表	会議開催の都度 (議事録は会議開催後 3 日以内)	1 部
4	毎年度終了時	(1)保守完了報告書	毎年度末	1 部
5	業務完了時	(1)業務完了届	業務完了時	1 部